

# 19 学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日  
(令和5年4月1日改訂)  
大津町立大津北中学校

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、どの生徒にも起こりうるものであり、全ての生徒及び教育に関わる全ての者に関係する問題である。したがっていじめの防止等の対策は、教師自ら生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを生徒や教職員、保護者、地域住民が十分に理解できるように進められなければならない。

本校においては令和7年度学校教育目標「『誇れる北中』の実現～チャンス→チャレンジ→チェンジ」に向けて、「強く～行動する力」「優しく～協働する力」「正しく～判断する力」の3つを育てたい資質・能力としている。これらの資質・能力を全ての教育活動によって育むことを通して、単にいじめをなくす取り組みにとどまらず、生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

## 2 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めなければならない。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じている」との用件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、その相談をすることは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことにより、いじめられた生徒の主觀を確認する際に、行為が起ったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することをしなくてもよいというものではない。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものであるとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

### 3 いじめの認知

特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。

#### 【具体的ないじめの態様】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 4 いじめに対応する組織づくり(学校いじめ対策組織)

- 校長を中心として、学校・家庭・地域が相互に密接な連携を図り、一体となった教育活動を推進する。
- 「いじめ対策委員会」を設置して、校長を中心としたいじめ問題への効果的な対応組織を確立する。その中で、情報集約担当者を設置し、情報の共有、共通理解を深め、組織的な対応をすすめていく。

#### (いじめ対策委員会の設置)

- ・校長、教頭、主幹教諭、人権教育主任、生徒指導主事（情報集約担当者）、各学年主任、養護教諭による組織編成と定期的な情報交換会（運営委員会：毎月曜日 生徒指導部会：毎月曜日 不登校対策委員会：隔週水曜日）の実施。
- ・生徒理解の実施（不登校対策委員会の翌週に実施）
- ・学校総体として取り組んでいるいじめ防止に向けた取り組みの地域・家庭への発信および啓発の推進。

### 5 いじめの防止

全ての生徒を対象としたいじめ未然防止の働きかけを行う。したがって、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壤をつくり上げることが重要である。

特に、生徒には様々な背景（障がいのある生徒、性的指向・性自認に係る生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒等）がある生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童生徒に対する必要な指導を

組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。このために、関係者が一体となって、次の内容を継続的に行う。

- 全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- 生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 自他の意見や能力に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目しその改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりに努める。
- いじめ問題への取組の重要性について地域住民や家庭に認識を広め、地域住民、家庭が一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。
- 熊本の心「助けあい、励ましあい、志高く」を大切にし、郷土を愛し、健全な青少年を育成するための風土づくりを推進する。また、大津町青少年育成町民会議、ならびに大津町人権・同和教育推進協議会との連携に努める。
- 保護者に向けて、家庭教育の重要性の啓発や「くまもと『親の学び』プログラム」による家庭教育について学ぶ機会の提供、相談窓口の設置等による家庭教育の支援を行う。
- 学校と地域が組織的・継続的に連携・協働していくために、学校運営協議会を設置する学校（以下「コミュニティ・スクール」という。）と地域学校協働本部の一体的な取組を図り、地域学校協働活動（地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるため学校と地域が連携・協働し行う活動）を推進し、様々な人々とのふれ合いや豊かな体験の機会を作ることで、他者への理解を深め、自他の命を大切にする心や人権を尊重する態度等を育成する。
- インターネット上でのいじめを「しない、させない」環境づくりに努める。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のサービス利用で生徒がいじめや犯罪に巻き込まれないよう、情報安全の観点から、情報モラル教育を充実させる。
- 生徒に、体験活動や交流活動の機会を提供し、自ら主体的に考え、仲間と互いに協力しあって行動するなどの活動を通して、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、他者を思いやる心を育む。
- 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を引き起こし、深刻化を招く場合もある。特に体罰については、暴力を容認するものであり、生徒の健やかな成長と人格の形成を阻害し、生徒を傷つけ、又は、他の生徒によるいじめを助長するおそれもあることから、教職員研修等によって徹底的にその禁止を図る。また、教職員一人一人の言動が、生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。特に、「主体的・対話的で深い学び」が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない教職員の育成に努める。
- 教職員が豊かな人権感覚を持ち、いじめに対する基本的認識を深め、いじめの防止等に向けた実践的指導力を向上させるため、校内研修を充実させる。
- 熊本県教育委員会が主催する「心のきずなを深める月間」や「心のきずなを深めるシンポジウム」等を通じて、学校、家庭及び地域が互いの役割と責任を自覚し、相互に補完し合いながら、地域ぐるみでいじめを許さない学校・学級づくりに向けて取り組む気運を高める。また、生徒会が主体となる「いじめ防止等に係る取組」を学校、家庭及び地域が一体となって支援する。
- 学校の教育の根幹に人権教育を据え、全ての教育活動を通して道徳教育等を充実させ、様々な体験活動を通して子どもたちに豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続的に推進する。

## 6 いじめの早期発見・早期対応

【情報収集】

- 自学ノートや班ノート等の記述、日常の態度や会話などの中から、いじめの兆候がないか等を常に観察し、早期発見に努める。
  - 定期的に学校生活アンケート等を実施して、いじめの早期発見に努める。

1

## 【情報の共有化】

- 収集した情報を整理・分析しながら、職員間の情報の共有化を図る。

3

1

## 【対応への共通認識】

- 校長を中心に具体的対策についての検討と役割分担等の調整を図る

- 必要に応じて関係機関との連携を図る。
  - 全職員による共有化と組織的な対応

1

#### 【個別対応】

- いじめられた生徒とその保護者からの信頼回復に向け、最大限の配慮を図る。
  - いじめた側の生徒への教育的愛情と毅然とした指導の徹底

1

1

#### 【園内の生徒・保護者等への対応】

- 学級活動や生徒会活動を通して、いじめ解消に向けた実践力の育成を図る。
  - PTAや地域に対して誠実に情報を提供し協力を要請する

1

担任

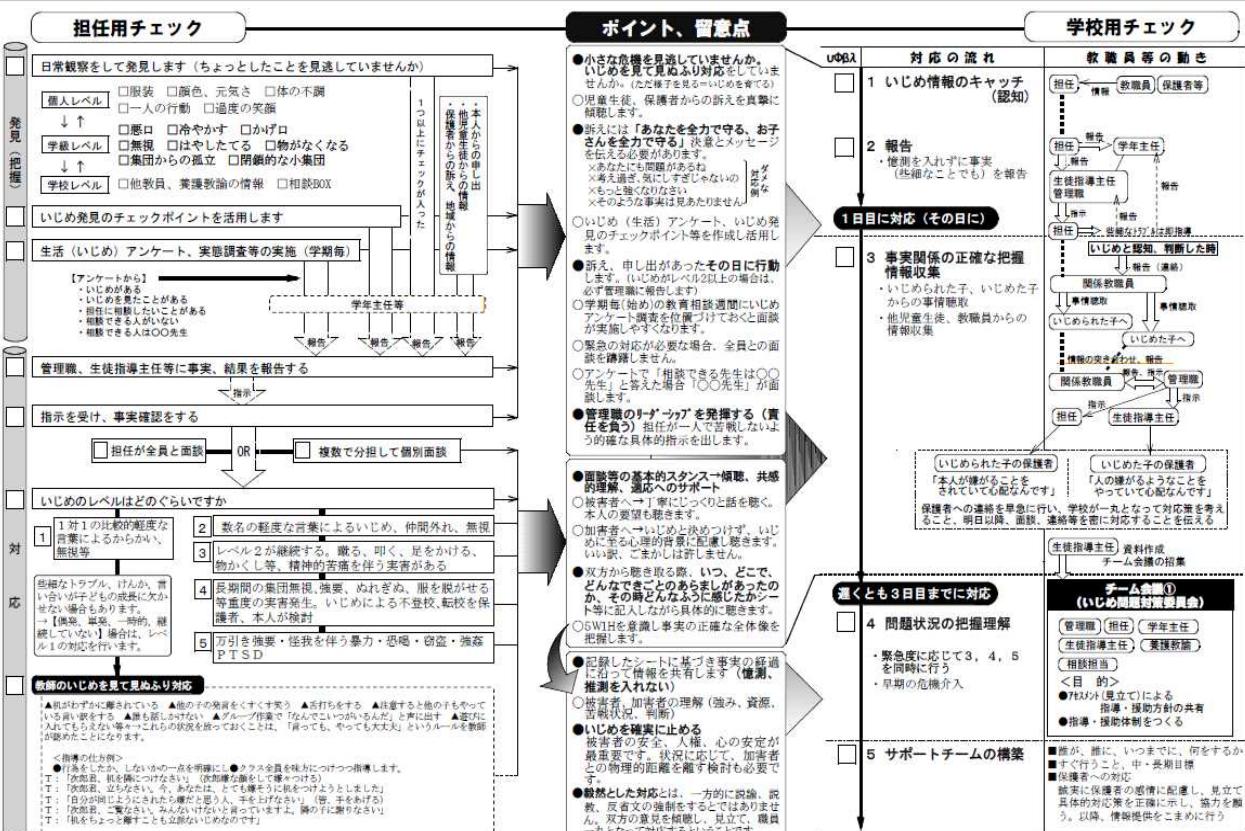
學年部職員  
部活動顧問

生徒指導主事  
(情報集約担当者)  
学年主任

いじめ対策委員会

担任・学年部職員  
部活動顧問  
生徒指導主事

資料-4 ◆いじめ初期対応の基本的な流れ ④最悪の事態を想定して し慎重に す素早く せ誠意をもって そ組織を挙げて対応する



#### 【情報収集（生活ノート）（学校生活アンケート）】

- ・本校が実践している「生活ノート」に「日記」欄を設け、毎日「日記」を綴らせる中でいじめの兆候や生徒からのサインを観察する。
- ・集団づくりのための班活動の取り組みとして「生活ノート」を実践することで、生徒同士のコミュニケーションをよりよくしていくとともに、その中からいじめの兆候や仲間のサインを見つけ、協力して解決していくとする資質を養う。
- ・県の「心のアンケート」（12月）以外に、学校独自の「学校生活アンケート」を7月にも実施して、いじめの早期発見・早期対応に努める。

#### 【情報の共有化（いじめ対策委員会）】

- ・校長を中心にいじめ対策委員会および生徒指導委員会、学年会等と連携を図りながら、収集した情報について整理・分析しながら、全職員への正確な情報の共有化を図る。

#### 【具体的な対応】

- ・整理・分析した情報に対し、どのように組織として対応していくかいじめ対策委員会等で検討し、全職員への共有化を図る。
- ・必要に応じて警察や大津町教育委員会、町子育て支援課、児童相談所、SSW、SC等の関係機関への報告・連絡・相談を適切に行う。
- ・校長を中心に、全職員を適材適所に配置して組織的に協同で対応する。

#### 【個別の対応】

- ・生徒が安心して相談できる場の確保。
- ・生徒の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図る。
- ・SC等と連携して、生徒の心のケアに努める。
- ・自らの言動が相手を著しく傷つけていることに気づかせ、反省を促せるような指導に心がける。
- ・これからの中の自己の在り方について、家庭と連携しながら考えさせていくような指導を継続的に進めていく。

#### 【周囲の生徒・保護者等への対応】

- ・学級活動の時間を利用した「いじめ根絶」に向けた話し合い等の実施。
- ・校内人権集会等を開き、生徒が主体となって「いじめ根絶」に向けた意見交換ができる場を積極的に設ける。
- ・正しい情報を認識してもらうための措置を適切に講じるとともに、当該生徒およびその保護者のプライバシーの尊重を図る。
- ・継続的に「いじめ」について親子での話し合いの場を確保してもらうようお願いしていく。

## 7 重大事態への対応

### 重大事態

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 児童生徒が自死を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合等を想定

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 年間30日を目安
- 一定期間連續して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手することが必要

上に掲げる重大事態が発生した場合

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる必要がある。

- (1) 重大事態発生の報告（学校→設置者→地方公共団体の長）
- (2) 学校の設置者又はその設置する学校の下に、重大事態の調査組織を設置
  - ※学校の設置者が調査主体を判断
  - ※以下のような場合には設置者が調査を実施
    - 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどをふまえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
    - 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合
- (3) 調査組織で、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施
- (4) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
- (5) 調査結果を地方公共団体の長に報告
  - （調査組織を学校に置いた場合は、設置者を通して報告）
- (6) 調査結果をふまえた必要な措置

## 8 いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（ア）及び（イ）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- (ア) いじめに係る行為が止んでいること
  - 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないよう留意する。
  - いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
  - 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- (イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
  - いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
  - 特に、寮生活を送っている児童生徒に対しては、当該保護者との情報共有や面談等を怠ることなくいじめの解消の判断をより丁寧に行う。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 9 教育相談の体制づくり

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、町の教育相談員等の相談機関の活用について、生徒や家庭に周知するとともに、相談室の整備等、生徒が相談しやすい環境と相談体制づくりを図る。
- 校長の指導の下、全教職員が生徒との信頼関係をつくるとともに、定期的な教育相談等の機会を確保する。

(相談体制の整備)

- ・生徒がいつでも安心して相談できる体制を「教育相談コーディネーター」を中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、町の教育相談員等と円滑に繋げられるようにする。
- ・保護者に対して、情報集約担当者を窓口とするいじめの組織的な対応について説明するとともに、担任をはじめ学年部職員、部活動顧問等には必要に応じて随時相談可能であることを周知する。

(教育相談)

- ・生徒一人一人に教育相談の機会を保障できるように、計画的に時間確保を図る。
- ・夏季休業中に三者面談を実施するとともに、前期・後期に二者面談の機会を確保する。

## 10 生徒指導体制づくり

- 生徒のよさを認め・ほめ・励まし・伸ばすことを基本とした学校・学年・学級経営にあたる。
- どんな小さな問題行動であっても、これらの行為を見過ごすことなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行う。
- 教職員が、生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。

(生徒や学校・学級の姿)

- ・失敗しても認め合い励まし合う雰囲気がある。
- ・生徒が規範意識を持ち、規律ある生活を送っている。
- ・表情がにこやかで明るく挨拶ができ、言葉遣いが適切である。
- ・生徒会活動や係活動に進んで取り組み、自主的に頑張っている。
- ・教室や学校が美しく整備されている。
- ・規律ある楽しい給食時間を過ごし、みんながよく食べている。
- ・地域の方々や保護者が気軽に来校し、学校に協力的である。

(教職員の姿)

- ・全教職員が、校長を中心に生徒指導に対して共通理解・共通実践を行っている。
- ・教職員が、生徒の意見をきちんと受け止めて聴いている。
- ・教職員が、生徒に明るく丁寧な言葉で声をかけ、生徒一人一人を尊重している。
- ・教職員が、生徒に与える影響の大きさを自覚した言動を心がけている。

## 11 教職員の資質能力を高める校内研修

- 効果的な校内研修の方法を工夫する。
- 事例研究や参加体験型の研修を取り入れる等、教職員の人権感覚を高める取り組みを徹底する。

①人権感覚を高め、磨く、効果的な校内研修の工夫

「人権尊重の理念を単に理解するだけにとどまることなく、態度や行動に現れるようになる研修を指導者自らが体験することが重要である」という認識のもとで、「参加体験実技研修」を計画的に取り入れていく必要がある。

例) アサーティブトレーニング、ロールプレイなど

②教職員としての資質能力や実践的指導力を高める校内研修の流れ

わたしたち教職員は、「自らの言動が児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、

豊かな人権感覚を持って、一人一人に温かく、また公平に接する教育的愛情と人権感覚を持った」教職員としての基本的資質と、「児童生徒との信頼関係を培い、一人一人の個性やよさをしっかりと見つめ、自分に対する自信と他者に対する思いやりの心を育む児童生徒理解と豊かな心を育む」教職員としての専門性が求められている。この基本的資質と専門性の研鑽・向上を図るために、「事例研究」や「理論研修」「討論型研修」「参加体験型研修」等の研修方法を、研修内容に応じて選択し、課題に応じた研修をしていかなければならない。

## 12 情報安全・情報モラル教育の充実

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

〈未然防止の観点から〉

- 生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見の観点から〉

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問い合わせ、即座に、学校へ相談すること



## くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5ヵ条の周知と活用

## 13 生徒の主体的な取組

生徒が自主的・主体的に取り組む具体的な内容

- ①人権生徒集会
- ②人権委員会による人権五ヵ条の作成
- ③悩みボックスの設置

## 14 いじめの積極的な認知と検証

アンケート調査によりいじめが認知されなかった場合、その結果を生徒や保護者、地域住民に公表し検証する。